

Hondaグループ従業員の皆さまへ

# セーフティプラン



傷害総合保険の場合

## 46.5%OFF!

団体割引30%/優良割引15%/大口割引10%

新・団体医療保険の場合

## 40.5%OFF!

団体割引30%/優良割引15%

## 傷害総合保険

### 新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約セット団体総合保険)

◆保険期間 2023年9月1日午後4時から  
2024年9月1日午後4時まで

◆中途加入 随時受付

◆加入対象者 本田技研工業株式会社および  
そのグループ会社の従業員

◆お支払方法 保険始期の2か月後の給料から  
毎月控除となります。

◆お手続き方法 加入依頼書(および告知書)  
をご記入のうえ、ホンダ開発まで  
ご提出ください。  
前年と同等条件で継続される場合は  
お手続きの必要はありません。



ホンダ開発株式会社

## 事故のご連絡

ご加入の代理店、  
または事故サポートセンターにて  
事故のご連絡をうけたまわります。

事故  
サポートセンター

# 0120-727-110

24時間365日受付(通話料無料) ※おかけ間違いにご注意ください。

おケガのご連絡の場合、  
インターネットやLINEでも事故のご連絡が可能です!



LINEによる  
事故受付サービス  
友だち登録はこちら



インターネットでの受付も可能です

インターネット受付はこちら

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/shogai/>



- 事故報告の際は、証券番号・加入者番号をご確認の上、ご入力ください。
- 事故のご対応など、損保ジャパンからのご連絡時間は  
月曜～金曜(祝祭日を除く)の午前9時～午後5時となります。

### 問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

#### ●取扱代理店 ホンダ開発株式会社

◆保険サービス課第一係(和光)	埼玉県和光市本町5-39	( )内は営業時間
◆和光WELセンター	埼玉県和光市本町8-1 Honda和光ビル2F	0800-111-5817 (9:30~17:30)
◆朝霞WELセンター	埼玉県朝霞市泉水3-15-1 本田技術研究所二輪開発センター内	0800-888-0552 (9:00~18:00)
◆保険サービス課第一係(青山)	東京都港区南青山2-1-1 Honda青山ビル5F	0800-111-2679 (9:00~18:00)
◆保険サービス課第一係(狭山)	埼玉県狭山市新狭山3-9-2	0800-222-2308 (9:00~18:00)
◆寄居事業部	埼玉県大里郡寄居町富田2354 本田技研工業株式会社 寄居工場内	0800-111-7351 (9:30~17:30)
◆浜松事業部	静岡県浜松市中区葵東1-13-2	0800-111-2462 (9:00~18:00)
◆鈴鹿事業部	三重県鈴鹿市大池3-13-20	0800-888-2242 (9:15~17:45)
◆熊本事業部第一WELセンター	熊本県菊池郡大津町平川1500 本田技研工業株式会社熊本製作所内 管理棟2階	0800-222-5405 (9:15~17:45)
◆栃木事業部	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台56-2	0800-100-6222 (9:00~18:00)
		0800-222-3379 (9:00~18:00)

#### ●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第二部 営業第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-3302(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。  
【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●指定紛争解決機関 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と  
手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に  
解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
(ナビダイヤル)0570-022808<通話料有料>  
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。  
したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、  
団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブ  
サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

# セーフティプラン とは

皆さまの各自のライフスタイルなどに合わせて、  
必要と思われる補償を自由に設計していただく制度です。

ご本人だけでなくご家族も加入できます。

保険料はスケールメリットを活かし大変ご加入しやすくなっております。

皆さまとご家族が安心・安全な生活を送っていただくためのパートナーとしてご活用ください。

## お手続きについて

更新手続きについてインターネットでのお手続きが可能となっております。現在  
ご加入の補償内容の見直し、新たな補償の追加、ご住所等の変更も可能です。  
是非ご利用ください。

※ご利用対象外の場合もございます。  
詳しくは同封のチラシをご覧ください。代理店にお問合せください。

## 今年度の変更点

### ①優良割引率の変更

今年度より優良割引率が25%から15%に変更となっております。これに伴い、  
保険料が変更となっておりますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

### ②傷害総合保険にご加入の皆さまへ

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、携行品損害補償<sup>(※)</sup>  
および弁護士費用補償の補償内容等の改定を行っています。  
更改に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認  
ください。  
(※)漁具が補償対象外となります。

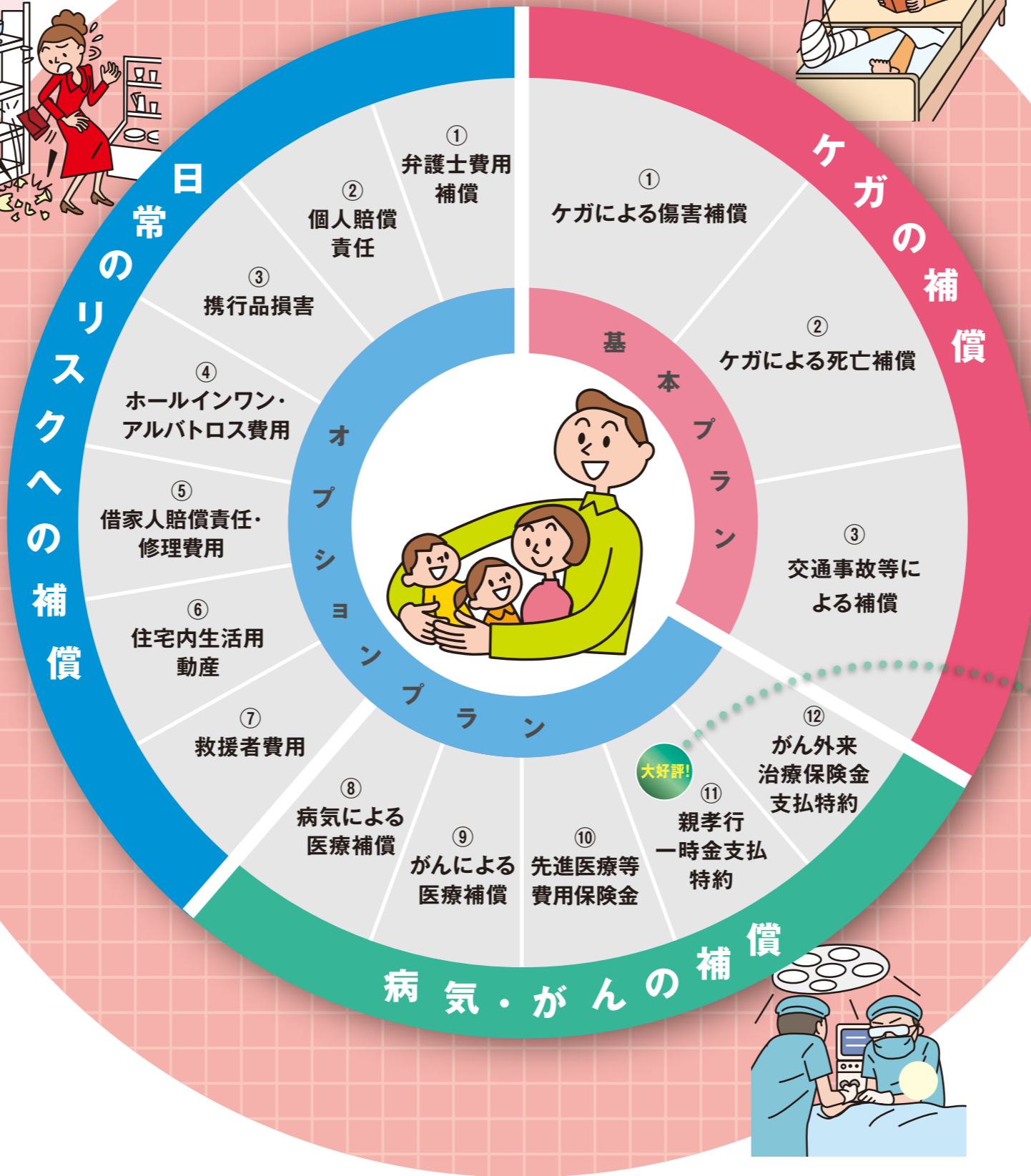
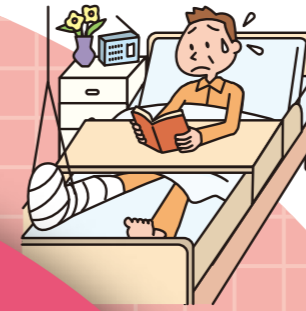


# セーフティプランには、大きく分けて 3つの補償があります。

ケガの補償

病気・がんの補償

日常のリスクへの補償



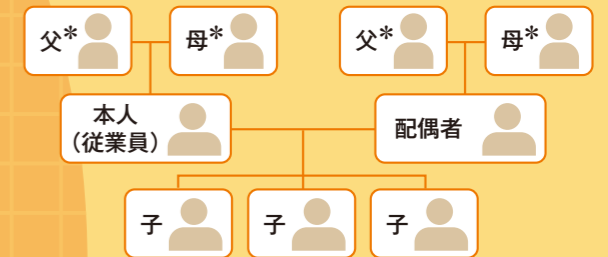
従業員本人だけでなく  
家族も加入できる



\*親孝行一時金支払特約のみ被保険者となります。

加入できる被保険者の範囲

Hondaグループの従業員およびその家族  
家族とは従業員本人(以下「本人」)の配偶者・子ども・両親\*を  
いいます。  
\*親孝行一時金支払特約のみ被保険者となります。



\*親孝行一時金支払特約のみ被保険者となります。  
\*配偶者もHondaグループの従業員である場合など、「本人」として  
加入資格を有する配偶者は、原則、本人としてご加入ください。

セーフティプランの特長

口数を自由に選んで  
あなたに**最適なプラン**を  
ご提供します!

加入金額を小口化

口数を自由に選択

ケガが心配...

ケガの補償を  
5口に増やす

家族でも個人でも  
ご加入可能

あなたのライフステージや  
こだわりに合ったプランを  
見つけましょう!



大好評! 親孝行一時金支払特約

親が要介護状態に  
なってしまった!



親の介護リスクへの備えは万全ですか?

親が所定の要介護認定を受けた際、  
一時金として100万円を受け取れます!



さらに!  
SOMPO笑顔倶楽部を  
ご利用いただけます。

SOMPO笑顔倶楽部の詳細は、17ページをご覧ください。

# 補償内容

基本プランのご加入可能なパターンは以下の7パターンです。

**[個人型]** ①P1+P2 ②P1+P2+KS ③PT1+PT2 ④PT1+PT2+KS ⑤KS **[家族型]** ⑥F1+F2 ⑦FT1+FT2

※基本プラン①・②は必ずセットでご加入ください。

## ケガの補償

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

保険金種類	お支払いする保険金の額	天災危険補償
基本プラン① ケガによる	<b>入院</b> 入院保険金日額 × 入院日数 1,000日限度	地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびこれらに伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害を補償する特約です。
	<b>手術</b> 入院保険金日額 × 重大手術の場合 40倍 重大手術以外の場合 入院手術 20倍 外来手術 5倍 ※ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。	
	<b>通院</b> 通院保険金日額 × 通院日数 90日限度(事故の発生の日から1,000日以内)	
基本プラン② ケガによる	<b>死亡</b> 事故の発生の日から180日以内 死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	基本プラン① 基本プラン②
	<b>後遺障害</b> 事故の発生の日から180日以内 死亡・後遺障害 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%) ※ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
基本プラン③ 交通事故等による	<b>入院</b> 入院保険金日額 × 入院日数 1,000日限度	地震もしくは噴火またはこれらによる津波およびこれらに伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害を補償する特約です。
	<b>手術</b> 入院保険金日額 × 重大手術の場合 40倍 重大手術以外の場合 入院手術 20倍 外来手術 5倍 ※ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。	
	<b>通院</b> 通院保険金日額 × 通院日数 90日限度(事故の発生の日から1,000日以内)	
基本プラン③ 交通事故等による	<b>死亡</b> 事故の発生の日から180日以内 死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	基本プラン① 基本プラン②
	<b>後遺障害</b> 事故の発生の日から180日以内 死亡・後遺障害 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%) ※ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	

## 日常のリスクへの補償

日常生活における、さまざまなリスクをサポートします。

オプションプラン①	<b>弁護士費用補償</b> 法的トラブルにあったときの弁護士費用を補償します。 ①被害事故に関するトラブル ②人格権侵害に関するトラブル ③借地または借家に関するトラブル ④遺産分割調停に関するトラブル ⑤離婚調停に関するトラブル 法律相談費用 通算 10万円限度(自己負担額 1,000円) 弁護士委任費用 通算 300万円限度(自己負担割合 10%)
オプションプラン②	<b>個人賠償責任</b> 家族全員の日常生活における法律上の損害賠償責任を補償します。 個人型 PB型 家族型 FB型 例○子どもが他人の家のガラスを割ってしまった ○マンションで階下に水漏れをした ○飼っている犬が他人にケガを負わせた ○お店の商品を壊した など <b>最大1億円</b>
オプションプラン③	<b>携行品損害</b> 偶然な事故による携行品の破損・盗難などを補償します。 個人型 PK1型 家族型 FK1型 例○旅行中バッグが盗難にあった ○旅行中カメラが落ちて壊れた ○プレー中ゴルフクラブが壊れてしまった など <b>最大30万円</b> (自己負担額1事故3,000円)

オプションプラン④	<b>ホールインワン・アルバトロス費用</b> ホールインワン・アルバトロス達成による記念品購入や祝賀会の費用をお支払いします。 個人型 PG3/PG5型 家族型 FG3/FG5型 保険金額は <b>最大30万円、最大50万円</b> の2種類から選択可能です。
オプションプラン⑤	<b>借家人賠償・修理費用</b> ●借家人賠償責任 日本国内の借戸室が被保険者の責任により、火災・破裂・爆発を起こし損壊した場合の、家主に対する法律上の損害賠償責任を補償します。 ●修理費用 日本国内の借戸室が損害を受け、貸主(転貸人を含みます。)との契約にもとづいて自己の費用で修理した場合の費用を補償します。補償の対象となるのは、加入依頼書に記載された住所に所在する借戸室となります。 個人型 PS1/PS2型 家族型 FS1/FS2型 保険金額は2種類から選択可能です。
オプションプラン⑥	<b>住宅内生活用動産</b> 日本国内で、住宅 <sup>(※)</sup> 内の家財が偶然な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。家族プランの場合、単身赴任先や就学に伴う下宿先の家財も補償します。 (※)「住宅」とは、物置・車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 個人型 PD3/PD5型 家族型 FD5/FD10型 保険金額は2種類から選択可能です。
オプションプラン⑦	<b>救護者費用等</b> 日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等に、これらによって生じた捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等に対して、補償します。 個人型 PQ型 家族型 FQ型 <b>最大300万円</b>

## 病気・がんの補償

病気・がんによる入院・手術を補償します。

オプションプラン⑧	<b>入院</b> 入院保険金日額 × 入院日数(180日限度) 個人型 I型 <b>手術</b> 入院保険金日額 × 重大手術の場合 40倍 重大手術以外の場合 入院手術 20倍 外来手術 5倍 ※一部の軽微な手術は対象外
オプションプラン⑨	<b>入院</b> 1日目から日数無制限 入院保険金日額 × 入院日数 個人型 G型 <b>手術</b> 入院保険金日額 × 重大手術の場合 40倍 重大手術以外の場合 入院手術 20倍 外来手術 5倍 ※一部の軽微な手術は対象外 <b>診断保険金</b> 100万円
オプション⑩	<b>先進医療等費用保険金</b> 300万円 対象となる先進医療 <sup>(※)</sup> については後記「補償の概要等」をご確認ください。 個人型 S型
オプション⑪	親が所定の要介護認定を受けた際の一時金 <b>親孝行一時金支払特約</b> 100万円 <b>SOMPO笑顔倶楽部をご利用いただけます。</b> 個人型 O型
オプション⑫	<b>がん外来治療保険金支払特約</b> オプションプラン⑧にご加入の場合: 3,500円 D型 オプションプラン⑨にご加入の場合: 3,500円 D型 7,000円 E型 外来治療日数 (120日限度) 個人型 D・E型



(※)先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、後記「補償の概要等」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

家族構成

世代

# あなたのニーズに合ったプランを見つけましょう

保険金額・保険料の詳細は、P8-11をご覧ください。



本人:そろそろ年だし、病気による入院費・手術費が心配だな…  
 配偶者:カメラが趣味なんだけど、外出先でカメラが壊れたらどうしよう?

**Point** 夫婦それぞれ心配事や趣味に備えたいなら、家族型ではなく個人型でもご加入になれます!

病気にに関する特約をつけます!

これで壊れても安心です!

《本人》			《配偶者》				
基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)	オプションプラン⑧ (病気による医療補償)	オプションプラン⑨ (がんによる医療補償)	オプションプラン⑩ (先進医療等費用保険金)	基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)	オプションプラン③ (携行品損害)
入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円	死亡・後遺障害 300万円	入院保険金日額:5,000円 手術保険金:2.5/10/20万円	入院保険金日額:10,000円 手術保険金:5/20/40万円 がん診断保険金:100万円	300万円 (先進医療や臓器移植)	入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円	死亡・後遺障害 300万円	30万円 (自己負担額1事案につき3,000円)
(天災あり)260円 (×3口=780円)	(天災あり)240円	(40歳)570円	(40歳)390円	30円	(天災あり)260円 (×3口=780円)	(天災あり)240円	120円

**ご夫婦で=月々3,150円**

アウトドアが好きなので、ケガが心配です…

**Point**

補償はそれぞれ1口~最大20口まで選択可能!  
ケガが心配なら、口数を増やすことをおすすめします。

では基本プラン①を3口にします!

基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)
入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円	死亡・後遺障害 300万円
3口[250円×3口 =750円]	1口[200円]

**=月々950円**

子どもが自転車で他人にケガを負わせてしまったらどうしよう?

**Point**

日常生活での損害賠償責任を補償する特約をおすすめします。

家族型のプランにすることで家族全員が補償されて安心です!

基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)	オプションプラン② (個人賠償)
【本人】 入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円 【配偶者・子供】 入院保険金日額:1,000円 手術保険金:0.5/2/4万円 通院保険金日額:750円	死亡・後遺障害 100万円	1億円
(天災あり)750円	(天災あり)280円 (×3口=840円)	100円

**ご家族で=月々1,690円**

地震によるケガが心配です…

**Point**

〈天災危険補償特約〉(以下「天災特約」に略)  
基本プラン①・②には、天災特約をセットできます。

天災特約をつけます!

基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)
入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円	死亡・後遺障害 300万円
(天災あり)260円	(天災あり)240円

3口[260円×3口=780円]

**=月々1,020円**

来年小学校に入学する子どもが、もしいじめにあってしまったらどうしよう?

**Point**

法的トラブルにあった時の特約があります。

この特約があつて助かりました!

《本人》			《配偶者》	
基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)	オプションプラン① (弁護士費用補償)	基本プラン① (ケガによる傷害補償)	基本プラン② (ケガによる死亡補償)
入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円	死亡・後遺障害 300万円	法律相談費用 通算10万円限度 弁護士委任費用 通算300万円限度	入院保険金日額:1,500円 手術保険金:0.75/3/6万円 通院保険金日額:1,000円	死亡・後遺障害 300万円
(天災あり)260円 (×3口=780円)	(天災あり)240円 (×3口=720円)	520円	(天災あり)260円 (×3口=780円)	(天災あり)240円 (×3口=720円)

**ご家族で=月々3,520円**

# 保険金額と保険料

保険を選ぶ手順と保険料の算出方法をご案内します。

基本プランは被保険者1名につき、  
下表の範囲内の保険金額でご加入いただけます。

保険金の種類	限度額
死亡・後遺障害保険金額	6,000万円
入院保険金日額	15,000円
通院保険金日額	10,000円

## 個人型



以下個人型オプションプラン①～⑫は個人型の基本プランに加入している方のみセット  
基本プランにご加入可能なパターン ①P1+P2 ②P1+P2+KS ③PT1+PT2 ④PT1+PT2+KS ⑤KS  
※基本プラン①・②は必ずセットでご加入ください。

型	必須				任意選択										
	基本プラン①	基本プラン②	基本プラン③	オプションプラン①※1	オプションプラン②※1	オプションプラン③※1	オプションプラン④※1		オプションプラン⑤※1		オプションプラン⑥※1		オプションプラン⑦※1		
	ケガによる傷害補償	ケガによる死亡補償	交通事故等による補償※4	弁護士費用補償	個人賠償責任	携行品損害	ホールインワン・アルパトロス費用		借家人賠償責任・修理費用		住宅内生活用動産		救援者費用		
保険金額	PT1型・P1型 / 1口あたり 入院保険金日額 …1,500円 手術保険金 …0.75 / 3 / 6万円 通院保険金日額 …1,000円 (特定感染症危険補償特約セット)※2	PT2型・P2型 / 1口あたり 死亡・後遺障害 …300万円 (特定感染症危険補償特約セット)※2	KS型 / 1口あたり 死亡・後遺障害 …100万円 入院保険金日額 …1,500円 手術保険金 …0.75 / 3 / 6万円 通院保険金日額 …1,000円	PL型 法律相談費用 (自己負担額1,000円) …通算 10万円 限度 弁護士委任費用 (自己負担割合10%) …通算 300万円 限度	PB型 1億円	PK1型 30万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	PG3型 30万円	PG5型 50万円	PS1型 借家人賠償責任 …1,000万円 修理費用 …300万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	PS2型 借家人賠償責任 …2,000万円 修理費用 …300万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	PD3型 300万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	PD5型 500万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	PQ型 300万円		
月払保険料	保険料(1口～10口) 天災危険補償特約※3		保険料(1口～10口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)		
口数	PT1型 P1型	PT2型 P2型													
	あり 260円	なし 250円	あり 240円	なし 200円	120円	520円	100円	120円	210円	350円	210円	400円	580円	750円	10円

型	任意選択				
	オプションプラン⑧※1	オプションプラン⑨※1	オプションプラン⑩※1	オプションプラン⑪※1	オプションプラン⑫※1
	病気による医療補償	がんによる医療補償	先進医療等費用保険金	大好評! 親孝行一時金支払特約	がん外来治療保険金支払特約
保険金額	I型 / 1口あたり 入院保険金日額 …5,000円 手術保険金 …2.5 / 10 / 20万円 1回の入院180日限度 (精神障害補償)	G型 / 1口あたり 入院保険金日額 …10,000円 手術保険金 …5 / 20 / 40万円 がん診断保険金 …100万円	S型 / 1口 先進医療や臓器移植 …300万円 オプションプラン⑧または⑨にご加入の方のみセットできます。	O型 / 1口 100万円 オプションプラン⑧または⑨にご加入の方のみセットできます。	D型・E型 D型 がん外来治療日額 …3,500円 E型 がん外来治療日額 …7,000円 オプションプラン⑧または⑨にご加入の方のみセットできます。
月払保険料	保険料(1口～2口)	保険料(1口～2口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)
口数	0～24歳 260円 25～29歳 390円 30～34歳 490円 35～39歳 530円 40～44歳 570円 45～49歳 720円 50～54歳 950円 55～59歳 1,400円 60～64歳 1,930円	0～24歳 100円 25～29歳 100円 30～34歳 190円 35～39歳 280円 40～44歳 390円 45～49歳 750円 50～54歳 1,230円 55～59歳 1,770円 60～64歳 2,450円	0～24歳 30円 25～29歳 30円 30～34歳 30円 35～39歳 30円 40～44歳 30円 45～49歳 30円 50～54歳 30円 55～59歳 30円 60～64歳 30円	40～44歳 20円 45～49歳 30円 50～54歳 50円 55～59歳 90円 60～64歳 180円 65～69歳 400円 70～74歳 840円 75～79歳 1,760円	<D型> <E型> 0～24歳 10円 10円 25～29歳 10円 20円 30～34歳 20円 30円 35～39歳 30円 50円 40～44歳 50円 90円 45～49歳 60円 120円 50～54歳 100円 200円 55～59歳 150円 290円 60～64歳 240円 480円

※1 基本プランにご加入の方のみセットできます。  
※2 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。  
※3 天災危険補償特約あり・なしの組合せで加入することはできません。  
※4 交通傷害危険のみ補償特約セット

【ご注意ください:新・団体医療保険オプションプランの加入方法について】  
(1)オプション⑩・⑪・⑫は⑩または⑪とセットでご加入いただけます。また、「⑩先進医療等費用保険金」と「⑪親孝行一時金」「⑫がん外来治療保険金」のみの中途加入はできません。  
(2)オプション⑧～⑫に新たに加える場合(中途加入を含みます。)被保険者さまの告知書取り付けが必要になります。  
(3)オプション⑧にご加入の方は、オプション⑫D型にご加入いただけます。オプション⑨にご加入の方は、オプション⑫D型またはE型にご加入いただけます。D型・E型はどちらか一方のみご加入いただけます。

【共通】  
手術保険金には手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約がセットされています。  
【新・団体医療保険】  
・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。  
・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。  
・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。  
・親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。  
・オプションプラン⑧～⑫は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年4月現在)  
・65歳以上の方の保険料につきましては取扱代理店までお問い合わせください。  
【傷害総合保険】  
・弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。  
配偶者の方は、別途、弁護士費用補償とケガの補償がセットされたプランにご加入いただく必要があります(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)

- 新・団体医療保険
  - ・保険期間1年
  - ・団体割引30%
  - ・優良割引15%
- 傷害総合保険
  - ・保険期間1年
  - ・団体割引30%
  - ・優良割引15%
  - ・大口割引10%



# 保険金額と保険料

保険を選ぶ手順と保険料の算出方法をご案内します。

基本プランは被保険者1名につき、  
下表の範囲内の保険金額でご加入いただけます。

保険金の種類	限度額
死亡・後遺障害保険金額	6,000万円
入院保険金日額	15,000円
通院保険金日額	10,000円

## 家族型



以下家族型オプションプラン②～⑦は家族型の基本プランに加入している方のみセットできます。  
基本プランにご加入可能なパターン ⑥F1+F2 ⑦FT1+FT2  
※基本プラン①・②は必ずセットでご加入ください。

型	必須				任意選択								
	基本プラン①	基本プラン②	オプションプラン②※1	オプションプラン③※1	オプションプラン④※1		オプションプラン⑤※1		オプションプラン⑥※1		オプションプラン⑦※1		
	ケガによる傷害補償	ケガによる死亡補償	個人賠償責任	携行品損害	ホールインワン・アルバイトロス費用		借家人賠償責任・修理費用		住宅内生活用動産		救援者費用		
	FT1型・F1型/1口あたり	FT2型・F2型/1口あたり	FB型	FK1型	FG3型	FG5型	FS1型	FS2型	FD5型	FD10型	FQ型		
保険金額	(本人) 入院保険金日額 …1,500円 手術保険金 …0.75/3/6万円 通院保険金日額 …1,000円 (配偶者・親族) 入院保険金日額 …1,000円 手術保険金 …0.5/2/4万円 通院保険金日額 …750円 (特定感染症危険補償特約セット)※2	(本人) 死亡・後遺障害 …100万円 (配偶者・親族) 死亡・後遺障害 …100万円 (特定感染症危険補償特約セット)※2	1億円	30万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	30万円	50万円	借家人賠償責任 …1,000万円 修理費用 …300万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	借家人賠償責任 …2,000万円 修理費用 …300万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	500万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	1,000万円 自己負担額: 1事故につき 3,000円	300万円		
月払保険料	保険料(1口～10口)		保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)	保険料(1口)		
	天災危険補償特約※3												
	FT1型	F1型	FT2型	F2型									
	あり 750円	なし 720円	あり 280円	なし 230円	100円	180円	210円	350円	210円	400円	810円	1,260円	40円
口数													

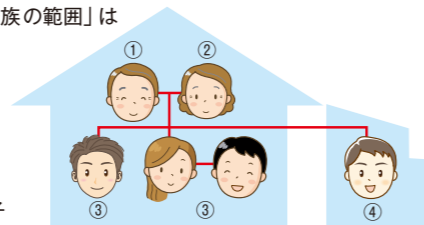
※1 基本プランにご加入の方のみセットできます。  
※2 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。  
※3 天災危険補償特約あり・なしの組合せで加入することはできません。

### ●注意事項(家族の範囲)

基本プラン①、基本プラン②で家族型にご加入されている方は、ご家族が下記の「家族の範囲」に含まれているかご確認ください。

基本プラン①、基本プラン②で保険の対象となる「家族の範囲」は次のとおりです。

- ①本人 ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族  
(6親等内の血族・3親等内の姻族)
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚  
(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子



# 「セーフティプラン加入依頼書」のご記入にあたって

新しくオプションプランの医療補償「I型」、がん補償「G型」、先進医療補償「S型」、親孝行一時金支払特約「O型」、がん外来治療保険金支払特約「D型・E型」に加入される場合、告知書が必要です！



## 加入依頼書記入例

**Step 1** 申込日の記入

**Step 2** 加入者欄の記入

**Step 3** 被保険者欄の記入

**Step 4** 加入プランの記入

セーフティプラン加入依頼書

申込日 令和5年9月1日

加入者名 開発 太郎

年齢 48歳

職業 事務職

プラン名	前年同条件コース	フリーコース	おすすめコース
基本プラン1 ケガによる傷害補償	PT1 5	1,300	PG3
基本プラン2 ケガによる死亡補償	PT2 5	1,200	210
基本プラン3 交通事故等による補償			PG5
オプションプラン1 弁護士費用補償			350
オプションプラン2 個人賠償責任			PQ
オプションプラン3 旅行品損害			950
オプションプラン4 ホールワン			1
オプションプラン5 借家人賠償			2
オプションプラン6 住宅内生活用動産			1,900
オプションプラン7 救護費費用			
オプションプラン8 病気による医療補償			
オプションプラン9 がんによる医療補償			
オプションプラン10 先進医療等費用保険金			
オプションプラン11 親孝行一時金支払特約			
オプションプラン12 がん外来治療特約			

- 告知書は、被保険者4名まで記入できます。
- 新たにオプション⑧、オプション⑨、オプション⑩、オプション⑪、オプション⑫にご加入される場合、または、すでにご加入いただいている方で、口数を増やされる方は告知書の提出が必要となります。
- すでにご加入されている方で、口数を増やされない場合は、告知書は不要です。

## 告知書記入例

**Step 5** 被保険者ご本人または代理告知者が、被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

**Step 6** 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。

告知事項	はい	いいえ
(1) 告知書に記入された事項について、ご本人または代理告知者が、被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 告知書に記入された事項について、「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- Step 1** 申込日の記入  
申込日を必ずご記入ください。
- Step 2** 加入者欄の記入  
申込人(加入者)は、本田技研工業株式会社とそのグループ会社の在職者です。住所、氏名のフリガナを必ずご記入いただき、職員番号を2段目に必ずご記入ください。また、必ずフルネームでご署名またはご捺印くださいますようお願いいたします。
- Step 3** 被保険者欄の記入
- 被保険者の氏名のフリガナを必ずご記入ください。配偶者さま、お子さまで個人型にご加入される方は、被保険者ごとに加入依頼書が必要となります。被保険者欄には以下の方のお名前をご記入ください。
    - 個人型→加入者またはその配偶者、加入者もしくはその配偶者の同居の子ども、加入者もしくはその配偶者の別居の子ども、加入者もしくはその配偶者の両親(※)
    - (※)親孝行一時金支払特約のみ被保険者となれます。
    - 家族型→加入者またはその配偶者
  - 加入者との関係・性別・生年月日・年齢(2023年9月1日時点)をご記入ください。
  - 職業名・級別をご記入ください。級別は①農林業作業者 ②漁業作業者 ③採鉱・採石作業者 ④自動車運転者 ⑤木・竹・草・つる製品製造作業者 ⑥建設作業者の方は「B」と記入してください。それ以外の方は、すべて「A」となります。
- Step 4** 加入プランの記入
- ご加入されるプラン、ご希望の口数および保険料を記入し、合計保険料をご記入ください。
  - 前年同条件コースに記載のプランから型を変更、口数の変更、プランの解約をされる場合は、前年同条件の内容を二重線で訂正して、フリーコースに変更後の加入内容をご記入ください。新たにプランを追加される場合もフリーコースに型名、口数、保険料をご記入ください。オプションプラン⑧～⑫に新たにご加入される場合、口数を増やす場合は告知書もご提出ください。
  - 脱退される場合は脱退欄の「3」に丸をし、印の上に必ずフルネームでご署名またはご捺印のうえご提出ください。

- Step 5** 告知者欄の記入
- 被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。代理告知をする場合、告知者署名欄は代理告知をした方が署名し、被保険者との関係を記入してください。
  - 加入する保険種類は団体用医療保険(7193)にマルをします。
- Step 6** 質問事項の記入
- (2)から(8)までの質問事項について「はい」「いいえ」のいずれかにマルをしてください。
- 注意点
  - 告知書を訂正する場合は必ず二重線で打消のうえ訂正印をご捺印ください。
  - (2)(3)(4)はオプションプラン⑧～⑫にご加入される方は告知が必要です。
  - (4)で「はい」の方は<3>「疾病・症状一覧表」の該当する疾病・症状すべてを<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。<3>でII欄に該当がある方は特別な条件が付きまますので<4>と14ページに記載の内容をご確認ください。
  - (5)はオプションプラン⑨・⑫にご加入される方のみ告知が必要です。
  - (6)はオプションプラン⑪にご加入される方のみ告知が必要です。
  - (8)については、女性の方のみ告知が必要です。



【ご加入内容に関する注意喚起】

# 「特定疾病等対象外特約」についてご確認ください

## 特定疾病等対象外特約とは？

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

もう一度  
ご確認ください。



## <例>

例えば、既往症で大腸ポリープがあり、右表の「A群 胃・腸の疾病」のうち「胃・腸のポリープ」に該当する場合、その群の疾病すべてが対象外となります。\*

※疾病が告知書に記載の「疾病・症状一覧表」においてI欄に該当する場合にはご加入いただけません。

A群	胃・腸の疾病
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病
C群	腎臓・泌尿器の疾病
D群	気管支・肺の疾病
E群	脳血管・循環器関係の疾病
F群	腰・脊椎の疾病
H群	眼の疾病
I群	ご婦人の疾病
Z群	その他

## ご注意事項

●「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

●**ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。**

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

●補償対象外とする疾病群が複数の場合

●告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合

など

**必ずご加入内容のご確認をお願いします。**

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



地震でケガをしても保険金は支払われますか？

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガは、天災危険補償特約をセットしたプランにご加入になった場合にかぎり、補償します。

放射能の影響で病気になった場合、保険金は支払われますか？

申し訳ありません、放射能の影響は補償対象外になります。

「O157」や「O111」などの食中毒で入院した場合、保険金は支払われますか？

「O157」や「O111」などの特定感染症は傷害総合保険(基本プラン①・②)の対象となります。また、医療保険(オプションプラン⑧)にもご加入の場合には、疾病入院保険金、疾病手術保険金の支払対象にもなります。

携帯電話を破損した場合、保険金は支払われますか？

申し訳ありません、携帯電話は対象外となります。ほかにも、メガネやノートパソコンなどの破損や盗難は対象外となります。詳細はP24をご覧ください。

同居の親や兄弟姉妹も保険に加入できますか？

一部ご加入いただける補償内容もございます。詳細はP10をご覧ください。

スキーで他人にぶつかってしまいケガを負わせた場合、相手側への治療費に保険は使えますか？

法律上の損害賠償責任を負った場合、相手の治療費は補償対象となります。(オプションプラン②)

ハイキング中に遭難した場合、捜索隊への救援者費用は保険対象になりますか？

救援者費用(オプションプラン⑦)で保険対象になります。

持病がありますが、保険に加入できますか？

持病の内容にもよるため、「健康告知書」に正しくご記入いただいたうえでの判断となります。

現在、個人型でホールインワン・アルバトロス費用のオプションプラン契約をしていますが、セルフプレーでのゴルフでホールインワンしました。祝賀会の費用は保険対象になりますか？

申し訳ありません。キャディを使用しないセルフプレー中のホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金の支払対象となりません。ただし、一定の条件を満たす場合には保険金をお支払いできる場合があります。詳細はP25をご覧ください。

海外を旅行中にカメラを盗まれました。保険金請求には何が必要ですか？

まずは現地の警察にて「盗難証明書」の取得が必要になります。そのほかのお手続きにつきましてはご帰国後にお問い合わせください。(オプションプラン③)

現在、家族を残して日本国内に単身赴任中です。単身赴任先の住居での家財の火災なども補償の対象になりますか？

「住宅内生活用動産・家族型」(オプションプラン⑥)にご加入の場合は、単身赴任先およびご自宅の家財が対象になります。

従業員本人が個人賠償責任のオプションに加入しています。

同居の父が自転車で誤って他人にぶつかりケガを負わせました。

被害者の治療費は保険対象になりますか？

法律上の損害賠償責任については同居のお父さまについても補償対象となります。

個人賠償責任における被保険者の範囲は以下のとおりです。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

# SOMPO 健康・生活サポート サービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内は、保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

無料  
電話相談  
サービス



24時間・  
365日

## サービスメニュー

### 健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

### 人間ドッグ等検診・検査照会・予約サービス

**人間ドッグ 紹介・予約**  
全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

**PET検診 紹介・予約**  
がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

**郵送検査紹介**  
ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

### 介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

### 専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

### 医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

### 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお応えするものです。

### メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。  
平日 9:00~22:00 土曜 10:00~20:00  
※日祝・年末年始(12/29-1/4)はお休みとさせていただきます。

### メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが利用できます。

24時間・365日

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎります。
- ※4 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- ※5 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険のご加入者さま・被保険者さま限定サービス

# SOMPO 笑顔倶楽部 のご案内

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

(注) SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

## 「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

### 認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

### 認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

### サービスナビゲーター

お客様の日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。

### 認知機能低下の 予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下予防につながるサービスをご紹介します。  
※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

### 介護に関する サービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。  
※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。



## 「SOMPO笑顔倶楽部」の会員登録は簡単!!

### 被保険者のご家族の方も 会員登録可能です!



SOMPO笑顔倶楽部は、認知機能チェック・認知機能低下予防サービス、認知症に関する最新情報等をご提供する会員制のサービスです。

新規会員登録

ログイン

会員登録

損害保険ジャパン日本興亜株式会社から配布されている証券番号をご入力ください。

証券番号

確認

### 提供サービスの紹介

認知機能チェック  
(コンテンツの一例)



認知機能低下の予防サービス



●会員登録には証券番号が必要になります。●「SOMPO笑顔倶楽部」の利用方法等に関するコールセンターも設置しております。

- (注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
- (注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合がございます。
- (注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- (注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様のご負担となります。
- (注5) 写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。



もしも あなた自身や大切なお子さまが 法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま<sup>(※1)</sup>が遭遇されたトラブルについても対象となります。

① 人格権侵害<sup>(※2)</sup>

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停<sup>(※3)</sup>

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなかった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

(※1) 被保険者が親権を有する、被保険者の未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

被保険者の範囲: 被保険者ご本人

国内補償<sup>(※)</sup>

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき)  
通算 **10万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき)  
通算 **300万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回のお話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**  
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払い額

40万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **36万円**

合計 **36万9,000円**をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。  
事故サポートセンター: 【受付時間】 24時間365日 0120-727-110

(※) 保険金のお支払方法等重要な事項は、後記「補償の概要等」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(※) 弁護士費用補償における補償の重複については、P27をご確認ください。

# 補償の概要等

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】
- パンフレットはご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方へお渡ししております。保険約款によりますが、ご不明な点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款についてはホンダ開発または損保ジャパン公式ウェブサイトにも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	【傷害総合保険】 この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。 【新・団体医療保険】 この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約等各種特約をセットしたものです。																			
保険契約者	本田技研工業株式会社																			
保険期間	2023年9月1日午後4時から1年間。保険期間の途中でご加入される場合は、毎月受付しています。 この場合、保険期間は毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)から2024年9月1日午後4時までとなります。																			
募集期間	2023年8月4日(金)まで ※中途加入の場合は毎月25日締切																			
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。																			
加入対象者	本田技研工業株式会社およびそのグループ会社の従業員																			
被保険者	加入対象者またはその配偶者、加入対象者もしくはその配偶者の同居の子ども、加入者もしくはその配偶者の別居かつ扶養されている子ども。新・団体医療保険は、ご加入時の年齢が満69歳までの方がご加入いただくことができます。 弁護士費用補償のあるプランに加入される場合は未成年者を除きます。 【傷害総合保険・家族型】 被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。))の子も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【傷害総合保険・個人型/新・団体医療保険】 被保険者本人のみが保険の対象となります。																			
お支払方法	2023年11月分給与からの毎月控除となります(12回払)。中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の2か月後の給与から毎月控除します。																			
お支払方法	下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のホンダ開発・保険部までご送付ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご加入対象者</th> <th>お支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新規加入者の皆さま</td> <td>添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">既加入者の皆さま</td> <td>前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合</td> <td>書類のご提出は不要です。</td> </tr> <tr> <td>ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※</td> <td>前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」(*)をご提出いただきます。 (※)告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。</td> </tr> <tr> <td>継続加入を行わない場合</td> <td>継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※傷害総合保険は「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はホンダ開発・保険部までお問い合わせください。 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、下表のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種級別</th> <th>職業・職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A級</td> <td>下記以外</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。</p>	ご加入対象者		お支払方法	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。	既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」(*)をご提出いただきます。 (※)告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	職種級別	職業・職種	A級	下記以外	B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
ご加入対象者		お支払方法																		
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。																		
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。																		
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」(*)をご提出いただきます。 (※)告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。																		
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。																		
職種級別	職業・職種																			
A級	下記以外																			
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者																			
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のホンダ開発・保険部までご連絡ください。 なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。																			
ご注意	団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。 次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。																			
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。																			
保険料控除	【新・団体医療保険】 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2023年4月現在)																			

## 傷害総合保険:補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

- 【基本プラン①、②およびオプションプラン①～⑦】のご説明**  
 被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によりケガ(\*)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約をセットする場合、対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。  
 (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。  
**「急激かつ偶然な外来の事故」について**  
 ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。  
 ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。  
 ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。  
 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

# 弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

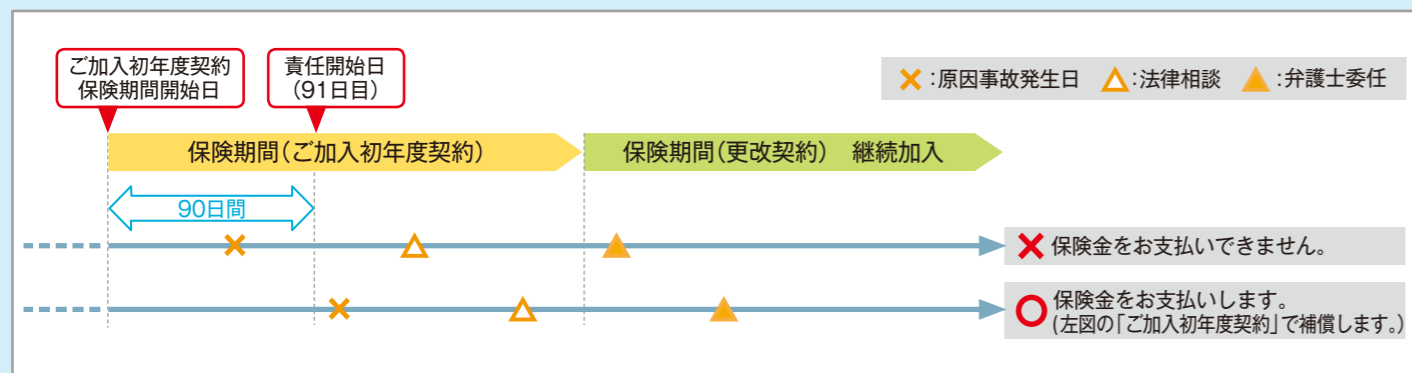
■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

## 「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)



## 「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

# 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

**(続き)** 傷害総合保険：補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

**【基本プラン③】のご説明**

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。  
(注)次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ②交通乗用具に搭乗中<sup>(※)</sup>の事故 ④交通乗用具の火災 など

(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。  
●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	<b>【共通】</b> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \frac{\text{死亡・後遺障害}}{\text{保険金額}} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	<b>【基本プラン①・②】</b> ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$	<b>【基本プラン③】</b> ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> $\text{手術(重大手術(※3)以外)} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 20(\text{倍})$ $<\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 40(\text{倍})$ (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的全整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりです。	<b>【基本プラン③】</b> ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいいます。胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	<b>【基本プラン③】</b> ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。))とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	<b>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】</b> 特定感染症 <sup>(※)</sup> を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年4月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎり)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。))等が該当します。 (注)今後取扱いが変更となる場合があります。	

基本プラン①  
基本プラン②  
基本プラン③  
傷害(国内外補償)

**(続き)** 傷害総合保険：補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下 <b>1</b> から <b>5</b> までのいずれかに該当するトラブル <sup>(※1)</sup> について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下 <b>1</b> ・ <b>2</b> ・ <b>5</b> のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、 <b>1</b> ・ <b>5</b> のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 <b>1 被害事故に関するトラブル</b> ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等 <sup>(※2)</sup> の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 <b>2 借地または借家に関するトラブル</b> 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。))に関するトラブルを含みません。 <b>3 離婚調停に関するトラブル</b> 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 <b>4 遺産分割調停に関するトラブル</b> 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求 <sup>(※3)</sup> における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 <b>5 人格権侵害に関するトラブル</b> 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。	<b>【全トラブルに共通の事由】</b> ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 <sup>(※)</sup> 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ぬずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかでない場合については保険金をお支払いします。
	<b>【各トラブル固有の事由】</b> 左記 <b>1</b> に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 左記 <b>1</b> ・ <b>2</b> ・ <b>5</b> に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 左記 <b>1</b> ・ <b>5</b> に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 左記 <b>3</b> に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など	
法律相談費用保険金	法律相談 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} \quad 1,000\text{円}$	
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 <sup>(※5)</sup> を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 $\text{弁護士委任費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$	
	(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2)財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。 (※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)(注)

オプションプラン①

弁護士委任費用保険金 + 法律相談費用保険金

(続き) 傷害総合保険:補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償)(注) オプションプラン②	<p>日本国内または国外において、被保険者<sup>(※1)</sup>が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者<sup>(※1)</sup>の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)<sup>(※2)</sup>を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等<sup>(※3)</sup>を運行不能にさせた場合<sup>(※1)</sup>この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※1)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ<sup>(※2)</sup>または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など</p> <p>(※1)次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
	オプションプラン③	<p>偶然な事故により携行品<sup>(※1)</sup>に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額<sup>(※2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)。外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など</p>

(続き) 傷害総合保険:補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
オプションプラン④ ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場<sup>(※1)</sup>においてゴルフ競技<sup>(※2)</sup>中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用<sup>(※3)</sup> ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。))し、基準打数(バー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(バー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用者が目撃<sup>(※4)</sup>しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃<sup>(※4)</sup>しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。))が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者<sup>(※5)</sup>が目撃<sup>(※4)</sup>しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(バー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>
	借家人賠償(国内のみ補償)(注)	<p>日本国内において被保険者<sup>(※)</sup>が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。</p>
オプションプラン⑤ 修理費用(国内のみ補償)(注)	<p>以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅(日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。))に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。))との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、修理費用(借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。))に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。))による損害を除きます。</p>	<p>①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有し、または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。))等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

**(続き) 傷害総合保険：補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>オプションプラン⑤</b> <b>(国内のみ補償)(注)</b>	⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ ⑥騒擾(しょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎります。 ⑧盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。)	①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有し、または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など
<b>オプションプラン⑥</b> <b>(住宅内生活用動産(国内のみ補償)(注))</b>	<b>【①損害保険金】</b> 住宅 <sup>(※1)</sup> 内に所在する生活用動産 <sup>(※2)</sup> で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額 <sup>(※3)</sup> を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 <sup>(※1)</sup> 「住宅」とは、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 <sup>(※2)</sup> 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。 <sup>(※3)</sup> 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注)保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 <b>【②残存物取片つけ費用保険金】</b> ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片つけ費用に対し、残存物取片つけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片つけ費用の額をお支払いします。 <b>【③失火見舞費用保険金】</b> 保険の対象または保険の対象を収容する建物 <sup>(※1)</sup> から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯 <sup>(※2)</sup> の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額 <sup>(※3)</sup> のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 <sup>(※1)</sup> 日本国内にかぎります。 <sup>(※2)</sup> 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 <sup>(※3)</sup> 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。  (注)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ <sup>(※)</sup> または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
<b>オプションプラン⑦</b> <b>(救済者費用(国内外補償)(注))</b>	<b>【①損害保険金】</b> 住宅 <sup>(※1)</sup> 内に所在する生活用動産 <sup>(※2)</sup> で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額 <sup>(※3)</sup> を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 <sup>(※1)</sup> 「住宅」とは、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 <sup>(※2)</sup> 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。 <sup>(※3)</sup> 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注)保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 <b>【②残存物取片つけ費用保険金】</b> ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物取片つけ費用に対し、残存物取片つけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片つけ費用の額をお支払いします。 <b>【③失火見舞費用保険金】</b> 保険の対象または保険の対象を収容する建物 <sup>(※1)</sup> から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯 <sup>(※2)</sup> の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額 <sup>(※3)</sup> のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 <sup>(※1)</sup> 日本国内にかぎります。 <sup>(※2)</sup> 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 <sup>(※3)</sup> 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。  (注)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

**(続き) 傷害総合保険：補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合												
<b>オプションプラン⑦</b> <b>(救済者費用(国内外補償)(注))</b>	オ. 諸雑費 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。) (※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※3)「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など												
	(注) 補償内容が同様のご契約 <sup>(※1)</sup> が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。 <sup>(※2)</sup> (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。													
<b>その他ご注意くださいこと</b>														
保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ( <a href="https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html">https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html</a> )等をご確認ください。														
<b>用語のご説明</b>														
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。													
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)													
【治療院】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。													
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。													
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。													
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。													
【原因事故】	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
トラブルの種類	原因事故の発生の時													
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時													
2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)													
3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時													
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時													
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時													
【財物】	被保険者または被保険者の未成年の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。													
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。													
【調停等】	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。													
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。													
【弁護士】	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。													
【法律相談】	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。													
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。													
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 <sup>(※1)</sup> 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 <sup>(※2)</sup> 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。													
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。													

**オプションプラン⑧(新・団体医療)：補償の内容** [保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
入院 疾病 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 <sup>(※2)</sup> の支払いの対象となる場合を除きます。以下同様とします。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※3)</sup> のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 <sup>(※1)</sup> を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> ③放射線治療に該当する診療行為 $\text{手術(重大手術}^{(※3)}\text{以外)}$ $\text{＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 20 \text{ (倍)}$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ $\text{重大手術}^{(※3)}$ $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40 \text{ (倍)}$ (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術 <sup>(※1)</sup> を受けた場合は、保険期間中に確認検査 <sup>(※2)</sup> を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 <sup>(※1)</sup> に該当するときは、同一手術期間 <sup>(※2)</sup> に受けた一連の手術 <sup>(※1)</sup> については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。  
 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。  
 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

**その他ご注意いただきたいこと**

- 特定疾病等対象外特約について
- ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
- ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
- ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。(削除できない場合の例)
- 補償対象外とする疾病群が複数の場合
- 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

**用語のご説明**

- 【疾病(病気)】傷害以外の身体の障害をいいます。
- 【傷害(ケガ)】急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。  
 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。  
 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。  
 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。  
 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
- 【入院】自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
- 【1回の入院】入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
- 【先進医療】病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
- 【放射線治療】次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(※)</sup>。ただし、血液照射を除きます。  
 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為  
 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 【治療】医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

**オプションプラン⑨(新・団体医療)：補償の内容** [保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合]

被保険者が、責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合等に保険金をお支払いします。ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日目(責任開始日)以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	<b>がん診断保険金</b> 責任開始日以降の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されたその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にかんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※)</sup> を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。) ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
	<b>がん入院保険金</b> 責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 $\text{がん入院保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
	<b>がん手術保険金</b> 責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術 <sup>(※1)</sup> を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> ③放射線治療に該当する診療行為 $\text{手術(重大手術}^{(※3)}\text{以外)}$ $\text{＜入院中に受けた手術の場合＞がん手術保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times 20 \text{ (倍)}$ $\text{＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ $\text{重大手術}^{(※3)}$ $\text{がん手術保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times 40 \text{ (倍)}$ (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	



【(続き) オプションプラン⑨(新・団体医療):補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】		
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術保険金	<p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p> <p>(※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。  
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額  
②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

### その他ご注意いただきたいこと

- 特定疾病等対象外特約について
  - ・告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
  - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
  - ・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
  - ・ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
  - (削除できない場合の例)
    - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
    - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
  - ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
  - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 用語のご説明

【がん】「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。  
【がんと診断確定された時】医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。  
(※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。  
【責任開始日(がん)】ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をいいます。  
【入院】自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。  
【先進医療】病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

### 用語のご説明

【放射線治療】次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。  
②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。  
【治療】医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。  
【乳房再建術(がん)】がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含まれません。  
(※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含まれません。

### オプションプラン⑩(新・団体医療):補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金(注)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページ等をご覧ください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a>)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。  
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### オプションプラン⑪(新・団体医療):補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親孝行一時金	<p>被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護認定状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (注1)初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。 (注2)本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。 (注3)保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

### オプションプラン⑫(新・団体医療):補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん外来治療保険金	<p>責任開始日以降の保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{がん外来治療保険金の額} = \text{がん外来治療日数} \times \text{外来治療を受けた日数}</math> </div>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など</p>

### 用語のご説明

【外来治療】病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

#### 【傷害総合保険】

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (告知事項)この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者ご本人の職業または職務(基本プラン①・②の場合)
- ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- \*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、その方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

#### 【新・団体医療保険】

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)<sup>(※1)</sup>には、告知事項<sup>(※2)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※1)親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
- (※2)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (告知事項)この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
- 告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- \*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- \*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※)</sup>からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
- ①特別な条件を付けずにご加入いただけます。
- ②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)」でご加入いただけます。)
- ③今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいた部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 【疾病保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>より前に発病<sup>(※2)</sup>した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後、入院を開始された場合や手術を受けた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時<sup>(※1)</sup>からその日を含めて1年を経過した後、入院を開始された場合も保険金をお支払いできません。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

#### 【がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約】

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過するより前である場合は、保険金をお支払いできません。また、一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(「特定疾病等対象外特約」をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。
- ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らなにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日から5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

#### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

##### 【傷害総合保険(基本プラン①・②)】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

##### 【傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。(被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について)
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (重大事由による解除等)
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- 【新・団体医療保険】
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。(被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について)
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (重大事由による解除等)
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### 4. 責任開始期

##### 【共通】

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、  
\*中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

##### 【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

##### 【新・団体医療保険】

- がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、親孝行一時金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日に責任開始期が始まります。
- 5. 事故がおきた場合の取扱い
- 【傷害総合保険】
- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

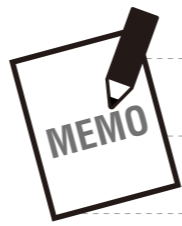
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- \*借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

**(続き) ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)**



●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でのお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

**【新・団体医療保険】**

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日、がん診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。  
 (注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社問わず、ご加入の保険証券をご確認ください。

**【疾病保険特約】**

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

**6. 保険金をお支払いできない場合**

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

**7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等**

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

**【傷害総合保険】**

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。  
 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。  
 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

**8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結(傷害総合保険のみ)**

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	89%
三井住友海上火災保険株式会社	11%

**9. 保険会社破綻時の取扱い**

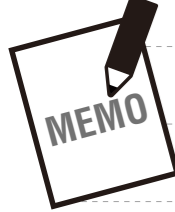
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1)傷害総合保険の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2)新・団体医療保険の場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

**10. 個人情報の取扱いについて**

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。  
 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。



※事故が起こった際はこちらの事故報告書をお近くの事業部にFAXでお送りください。

★ご加入の補償内容に関する事故報告について

ホンダ開発 保険部 行

①「ケガ」「病気」「携行品損害」の事故報告の場合

この用紙に内容をご記入のうえ、FAXでお送りください。なお、ご記載の個人情報は、当社プライバシーポリシー<sup>(※)</sup>に基づき、当社より保険会社への事故報告時に利用させていただきます。ご同意のうえ、お送りいただきますようお願い申し上げます。

(※)当社プライバシーポリシーはホームページにてご確認ください。https://www.honda-kaihatsu.co.jp

②上記以外の場合

「個人賠償責任補償」「ホールインワン・アルバトロス費用」「借家人賠償責任保険・修理費用」「住宅内生活用動産」の場合はお電話にてご報告ください。

セーフティプラン 事故報告書

保険会社	損害保険ジャパン株式会社		
証券番号			
保険期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
加入者	住所		
	氏名	TEL	
	職番	内線	
受傷者	住所		
	フリガナ		
	氏名	TEL	
	加入者との関係	本人 配偶者 親族	
事故状況	ご職業	会社員 主婦 学生 その他( )	
	事故日	年 月 日 時 分頃(24時間制)	
状況報告	場所		
	原因		
	部位		
携行品損害	症状	入院 手術 通院	
	病院名		
	住所		
	TEL	担当医師名	
携行品損害	盗難事故等の場合は必ず警察にお届けください。届け出日	月 日	警察名 署 受理番号
	品名		
	修理業者		
	修理業者TEL	修理見積り額	
購入価格	円	購入時期	年 月頃

後日、保険会社もしくはホンダ開発より保険金請求書類を送付させていただきます。

ホンダ開発使用欄

《個人情報について》

月 日 被保険者 同意済

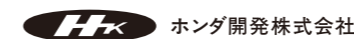
請求書送付

保険会社

ホンダ開発

保険会社受付日

ホンダ開発受付日



■保険サービス課第一係(和光)  
FAX 048-452-5833 0800-111-5817

■和光WELセンター  
FAX 048-452-0861 0800-888-0552

■朝霞WELセンター  
FAX 048-462-2524 0800-111-2679

■保険サービス課第一係(青山)  
FAX 03-3423-2319 0800-222-2308

■保険サービス課第一係(狭山)  
FAX 04-2953-7355 0800-111-7351

■寄居事業部  
FAX 048-582-5007 0800-111-2462

■浜松事業部  
FAX 053-436-3871 0800-888-2242

■鈴鹿事業部  
FAX 059-379-5444 0800-222-5405

■熊本事業部第一WELセンター  
FAX 096-293-6969 0800-100-6222

■栃木事業部  
FAX 028-677-1377 0800-222-3379